

第1条 BizSTATION 法人地方税サービス利用規定

1. BizSTATION 法人地方税サービス(以下「Biz 法人地方税サービス」といいます。)とは、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定(以下「全銀 ANSER 接続規定」といいます。)に定める円預金サービス「総合／給与振込」(以下同じです。)を契約されているお客さまが納税義務者として、第7条に定める法人地方税納入取引を行うためのサービスのことをいいます。
2. Biz 法人地方税サービスの利用にあたっては、本 BizSTATION 法人地方税サービス利用規定(以下「Biz 法人地方税規定」といいます。)、ならびに BizSTATION 利用規定・全銀 ANSER 接続規定を適用するものとします(全銀 ANSER 接続規定に規定された「本サービス」に Biz 法人地方税サービスが含まれるものとします。)。なお、Biz 法人地方税規定と全銀 ANSER 接続規定が抵触する場合には、Biz 法人地方税規定が優先されるものとします。

第2条 Biz 法人地方税サービスの内容

全銀 ANSER 接続規定第2条第1項第2号に定める全銀 VALUX サービスまたは全銀 ADP サービスを選択されたお客さまは、お申込内容に応じて、VALUX／AnsereDATAPORT を経由して BizSTATION に接続し、円預金サービス「総合／給与振込」に付随する Biz 法人地方税サービスを利用することができます。Biz 法人地方税サービスの利用に関して、本人確認については、全銀 ANSER 接続規定第5条が適用されるものとします。

第3条 利用手数料

1. Biz 法人地方税サービスの利用にあたっては、Biz 法人地方税サービス利用手数料および消費税・地方消費税相当額(お客さまが非居住者であるか、また Biz 法人地方税サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。)をいただきます(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)。手数料金額につきましては、当行所定のものといたします。この場合、当行は Biz 法人地方税サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、代表口座から当行所定の日に自動的に引落します。Biz 法人地方税サービス利用手数料および消費税が引落せなかつた場合、当行は引落せなかつた額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落すものとします。
2. 第7条第1項に定める法人地方税納入取引に基づく資金移動取引の実施にあたっては、納入書ごとにかかる手数料(以下「地方税基本手数料」といいます。)と他行取次分について納入書ごとにかかる手数料(以下「為替手数料」といいます。また、地方税基本手数料と為替手数料を総称して「法人地方税納入取引に関する手数料」といいます。)ならびに消費税をいただきます。手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ウェブサイト上で隨時ご確認ください。この場合、当行は法人地方税納入取引に関する手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、BizSTATION 利用規定に基づきお客さまから届け出でていただく引落方法により自動的に引落します。引落方法は、為替手数料についてはお客さまが BizSTATION 利用規定第2条に定める申込書において届け出た内国為替手数料の引落方法とし(ただし、内国為替手数料の引落方法が都度引落す方法による場合、為替手数料については納付期限の2営業日後に納入資金引落口座より引落すものとします。)、地方税基本手数料については納付期限の2営業日後に納入資金引落口座より引落すものとします。

第4条 利用申込・サービスの取止め

1. Biz 法人地方税サービスは、円預金サービス「総合／給与振込」をご利用またはお申込のお客さまのみ申込みます。
2. Biz 法人地方税サービスの利用を申込される方は Biz 法人地方税規定・全銀 ANSER 接続規定・BizSTATION 利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。
3. 当行は、お客さまのお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、Biz 法人地方税サービスのお申込を承諾しないことがあります。
4. お客さまは、当行所定の方法により Biz 法人地方税サービスを取止めることができます。この場合、円預金サービス「総合／給与振込」は引き続きご利用になれるものとします。ただし、Biz 法人地方税サービスを取止める時までに処理が完了していない法人地方税取引の依頼がある場合は、当該取引依頼の取消を行ったうえでなければ Biz 法人地方税サービスを取止めることはできないものとします。
5. 円預金サービス「総合／給与振込」を取止める場合は、Biz 法人地方税サービスも取止めるものとします。ただし、円預金サービス「総合／給与振込」を取止める時までに処理が完了していない法人地方税取引の依頼がある場合は、当該取引依頼の取消を行ったうえでなければ円預金サービス「総合／給与振込」を取止めることはできないものとします。

第5条 取引の依頼

1. 取引の依頼方法
 - (1) Biz 法人地方税サービスによる取引の依頼は、サービス管理責任者を通じて実施します。
 - (2) Biz 法人地方税サービスによる取引の依頼は、お客さまが取引に必要な所定事項をファイルの送信等当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで行うものとします。
 - (3) お客さまは、取引の依頼を行うにあたり、あらかじめお客さまにてその内容の正確性を確認・照合のうえ、お客さまの正式な承認プロセスを経るものとします。
 - (4) 第1号および第2号にかかわらず、全銀 ANSER 接続規定の定めに従い BizSTATION 画面上の操作により取引依頼を行う場合には、BizSTATION 利用規定第6条に定める方法によります。
2. サービス指定口座の届出
 - (1) BizSTATION 利用規定に従い届出がなされた代表口座をもって、Biz 法人地方税サービスの利用する口座とします。法人地方税納入取引については、代表口座以外を引落口座とする場合には、Biz 法人地方税サービスに利用する口座をサービス指定口座として当行所定の申込書により届け出でてください。当行は、届出の内容に従い全銀 ANSER 接続規定に定める Biz 法人地方税サービスのサービス指定口座として登録します。
 - (2) なお、前各号に従いサービス指定口座として届け出られた口座は、BizSTATION 利用規定に定めるサービス指定口座と zwar ても届け出られたものとみなします。
 - (3) 引落口座として指定できるのは、代表口座と同一店の普通預金、当座預金(ただし、ビジネスカードローンを除く)だけになります。

第6条 依頼内容の確定

1. Biz 法人地方税サービスにかかる取引の依頼は、当行所定の方法により、依頼に係るデータを当行に送付する方法によって行うものとします。ただし、Web 承認の承認方法が選択された場合には、上記のデータ送付の後に、BizSTATION 画面上で承認操作が必要となります。かかる承認操作にあたっては、お客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、画面上の確認ボタンのクリック等当行の指定する方法で了承する旨を当行に回答してください。このデータ送付及び回答が各取引で必要な当行所定の確認時間内に行われ、当行所定の方法により当行による受付が完了した場合には、当行受付日(当行所定の時刻までに受付した場合)もしくは当行受付日の翌営業日(当行所定の時刻以降に受付した場合および土日・休日に受付した場合)における当行所定の時点(納付期限の5営業日以上前であることが前提となります。)で当該取引の依頼内容が確定したものとします。お客さまは、依頼内容が確定するまでの間は、当該取引の依頼を取消すことができます。

2. データ照合の承認方法が選択された場合、お客さまは、データ送信日の当行所定の時限までにデータ照合の承認を行うものとし、かかるデータ照合の承認がなされた日をもって、前項の当行受付日とします。また、Web 承認の承認方法が選択された場合には、上記のデータ送付の後に、BizSTATION 画面上の確認ボタンのクリック等当行の指定する方法で了承する旨回答を行うことにより承認を行うものとし、この回答が各取引で必要な当行所定の確認時間内に行われて当行が受信した日をもって、前項の当行受付日とします。
3. Biz 法人地方税サービスにより行った取引について、お客さまは、BizSTATION 画面での確認により、当該取引の成立・不成立および当該取引の内容を確認するようにしてください。なお、Biz 法人地方税サービスにより行った取引について、当行はその取引の実施後に当該取引の明細を記載した書面の交付は行いません。
4. 当行は、Biz 法人地方税サービスによる取引依頼であることを相応の注意をもって確認して取り扱ったうえは、使用機器等の不正使用その他の事故があつても、そのために生じた損害については責任を負いません。また、当行の判断により Biz 法人地方税サービスによる取引依頼の処理を行わなかった場合でも、当該取引の処理を行わなかったことによって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

第7条 法人地方税納入取引

1. 法人地方税納入取引とは、お客さまが納税義務者となる法人事業税および法人住民税の納入について、当行が地方税納付書を代理作成の上、地方税納入事務を代行することをいい、お客さまが Biz 法人地方税サービスにより法人地方税納入を依頼することを「法人地方税納入」取引といいます。
2. 法人地方税納入取引については、全銀 ANSER 接続規定第6条第3項の定める依頼内容の確定時点における「法人地方税納入」取引に関する手数料体系が適用されるものとします。
3. お客さまは当行所定の範囲内で「法人地方税納入」の依頼をすることができます。この場合、お客さまは納付期限の前営業日までに納入金額、地方税基本手数料、BizSTATION 利用規定第1条第4項第2号に従って届け出た為替手数料の引落方法が都度引落す方法による場合は為替手数料および消費税との合計額を引落口座に準備しておくものとします。当行は納付期限に引落口座から納入金額を引落のうえ、地方税の納入処理を行います。
4. 法人地方税納入取引において、残高不足等により引落日に資金の引落がされなかつた場合、当行は当該「法人地方税納入」取引を実行する義務を負いません。この場合当行はセキュアメッセージによる通知を行いません。
5. 本規定の第6条により、法人地方税納入の依頼内容が確定した後は、その依頼内容の変更および取消はできません。取消・金額減額の場合はお客さまより地方公共団体あて還付請求を行ってください。金額増額の場合は追加分を銀行窓口等で納入してください。

第8条 当行からのサービス取止め・サービス廃止

1. 当行は、お客さまについて次に定める事由の一が生じた場合には、事前に何らの通知・催告を要することなく Biz 法人地方税サービスを取止めできるものとします。
 - (1) 当行所定の一定期間のご利用がないとき。
 - (2) お客さまが Biz 法人地方税サービスの契約に違反したとき。
2. BizSTATION 利用規定第19条その他の事由により BizSTATION の契約が解約された場合には、Biz 法人地方税サービスも当然に取止めになります。
3. Biz 法人地方税サービスは、3ヶ月前に相手方に通知することにより、当事者の一方の都合で取止めすることができます。

第9条 関係規定の適用・準用

Biz 法人地方税規定および BizSTATION 利用規定および全銀 ANSER 接続規定に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

第10条 サービス内容または規定の変更

当行は Biz 法人地方税サービスまたは Biz 法人地方税規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

※AnserDATAPORT®、VALUX®は株式会社 NTT データの登録商標です。

以上